

第 3 次松本市多文化共生推進プラン (素々案)

令和 3 (2 0 2 1) 年 7 月
松本市

多文化共生とは・・・

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと

(平成18年3月総務省「多文化共生の推進に関する研究会報告書」より)

はじめに

令和3年7月 松本市長 臥雲 義尚

目 次

第1章 基本的な考え方	
1	策定の趣旨..... 1
2	位置付け..... 1
3	期間..... 1
4	プラン見直しの考え方..... 1
5	市民・地域・行政の役割..... 2
第2章 現状と課題	
1	外国人住民の現状..... 3
2	松本市多文化共生プラザの現状..... 5
3	第2次プラン策定（平成28年）後の社会経済情勢の変化と 多文化共生施策の変遷..... 5
4	多文化共生のまち実現に向けた現状と課題..... 8
第3章 施策体系	
1	基本理念..... 10
2	基本目標..... 10
3	施策の方向性..... 11
4	体系図..... 12
第4章 具体的施策	
1	コミュニケーション..... 13
2	教育・子育て..... 19
3	暮らし..... 25
4	地域社会..... 32
第5章 施策の推進に向けて	
1	キーパーソン・ネットワークの形成.....
2	成果指標.....
3	進行管理.....
4	策定の経過.....
<資料>	
1	日本人住民アンケート調査結果.....
2	外国人住民アンケート調査結果.....
3	事業所アンケート調査結果.....
4	外国人住民聞き取り調査結果.....

今回は骨格をお示しするのみとなります。
内容は、次回（第4回協議会）お示しします。

—用語解説—

※初出ページ順

外国人住民（P 1）

当プランでは、国籍が日本以外の住民のほか、日本国籍でも生まれも育ちも外国で、日本語を使わずに育って帰国した住民等を含めて「外国人住民」といいます。

2019年松本市多文化共生実態調査（P 2）

第3次松本市多文化共生推進プランの基礎資料として、日本人住民・外国人住民・事業所に対しアンケート調査、外国人住民に対し聞き取り調査を行いました。プラン文中では、「実態調査」といいます。

やさしい日本語（P 8）

難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮したわかりやすい日本語のことです。日本語の持つ美しさや豊かさを軽視するものではなく、外国人、高齢者や障害のある人など、多くの人に日本語を使ってわかりやすく伝えようとするものです。

アウトリーチ（P 12）

英語で、外に手を伸ばすことを意味します。当プランでは、行政から積極的に働きかけることを意味しています。

ロールモデル（P 37）

当プランでは、行動を学んだり、模倣したりする対象となる人材のことを意味しています。

—施設説明—

松本市多文化共生プラザ

外国人住民の自立と社会参画を促進し、地域社会の構成員として、安心して快適に暮らすことができる多文化共生社会の形成を目的とする拠点です。多言語による相談や情報提供、交流イベントを行っています。

【松本市中央1丁目18番1号 Mウイング3階】

松本市子ども日本語教育センター

国籍を問わず、日本語での日常会話が十分にできないことにより、学習活動への参加に支障を生じている児童生徒が、一日でも早く日本の学校教育を受けられるように、初期日本語指導・教科に必要な日本語学習指導を中心に、学校生活のサポートをしています。

【松本市渚1丁目5番34号 田川小学校内】

第1章 基本的な考え方

1 策定の趣旨

松本市では、平成28年に「第2次松本市多文化共生推進プラン」（以下「第2次プラン」という。）を策定し、多文化共生社会の実現を目指してさまざまな施策に取り組んできました。

本市の外国人住民は、令和2年12月末時点で〇〇〇人となっており、市内人口の〇%を占めます。国・地域別人口は、「中国」、「韓国・朝鮮」の2カ国がともに約千人で外国人住民の半数を占めており、他にブラジルや東南アジア出身者が多いのが特徴です。近年は、永住者が年々増加する一方、技能実習や留学など比較的短期の在留資格を持つ外国人住民も増加しています。

このような中、国では、平成30年12月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を取りまとめ、以後、外国人の受入れと共生社会づくりに政府全体で取り組んでおり、平成31年4月には、深刻化する人手不足に対応するため在留資格「特定技能」が創設されました。

国の外国人受入れ拡大の動きもあり、国内に在留する外国人は、令和元年12月末時点で、過去最高の29万3,137人を記録していましたが、世界規模の新型コロナウイルス感染症拡大による出入国規制もあり、令和2年12月末時点では、〇〇〇人となりました。

こうした状況を踏まえ、松本市では、「第3次松本市多文化共生推進プラン」（以下「第3次プラン」という。）を策定します。第3次プランは、今後5年間の施策を策定するもので、これまでの本市における多文化共生施策を振り返りつつ、外国人住民が将来にわたって、本市に居住し、地域社会の一員として今後の松本を形成する存在であることを前提に、「誰一人取り残さない」という発想に立ち、多文化共生に向けた取り組みを推進することを計画の趣旨とします。

2 位置付け

本プランは、本市の上位計画である（松本市総合計画の基本施策の一つ「多文化共生の推進」）に基づく個別計画であり、庁内の各部局が所管する関連計画とも整合を図りながら定めるものです。また、総務省が令和2年8月に策定した「地域における多文化共生推進プラン（改訂）」や長野県が令和2年3月に策定した「長野県多文化共生推進指針2020」も参考にし、本市の多文化共生の実情等を踏まえ策定します。

3 期間

本プランの期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

4 プラン見直しの考え方

本プランの策定にあたっては、日本人・外国人市民、有識者、関係団体、事業所、行政機関で構成する松本市多文化共生推進協議会（以下「協議会」といいます。）において、協議を重ね策定しました。

第1次プランからの基本理念は継承しつつ、本市を取り巻く社会経済情勢や令和元年度に実施した実態調査の結果を踏まえながら、第2次プラン施策の見直し、施策の強化を行いました。

5 市民・地域・行政の役割

地域で多文化共生を推進するためには、各分野で、市民、地域、行政がそれぞれの立場において担い手となり、お互いが連携し、協働して取り組む必要があります。

(1) 市民の役割

市民は、地域づくりの主役であり、互いの文化や人権を尊重し、相互理解を深め、共に暮らすという意識を高めることが求められます。

外国人住民は、地域の文化や習慣に関する理解を深めるとともに、地域社会の一員として積極的に地域の活動に参加することが求められます。

(2) 地域の役割

地区、町会（自治会）、NPO、事業所、教育等関係機関は、その専門性や広いネットワークを活かし、共生による地域貢献として、日本人住民への多文化共生の意識啓発や外国人住民への支援等が求められます。

また、地域活動を円滑に進め、参加者の増加につなげるため、日本人及び外国人住民同士の豊かな人間関係を育み、地域のつながりを構築していくことが求められます。

(3) 行政の役割

市は、多文化共生の地域づくりの理念を掲げ、外国人住民への行政サービスの提供者であるとともに、市民の役割及び地域の役割を果たせるように、多文化共生社会の実現に向け、連携し協働する体制づくりを担います。町会などを核とする自治の仕組みを活かし、「多文化共生の地域づくり」を推進していくため、協働関係をさらに強固なものにしていきます。

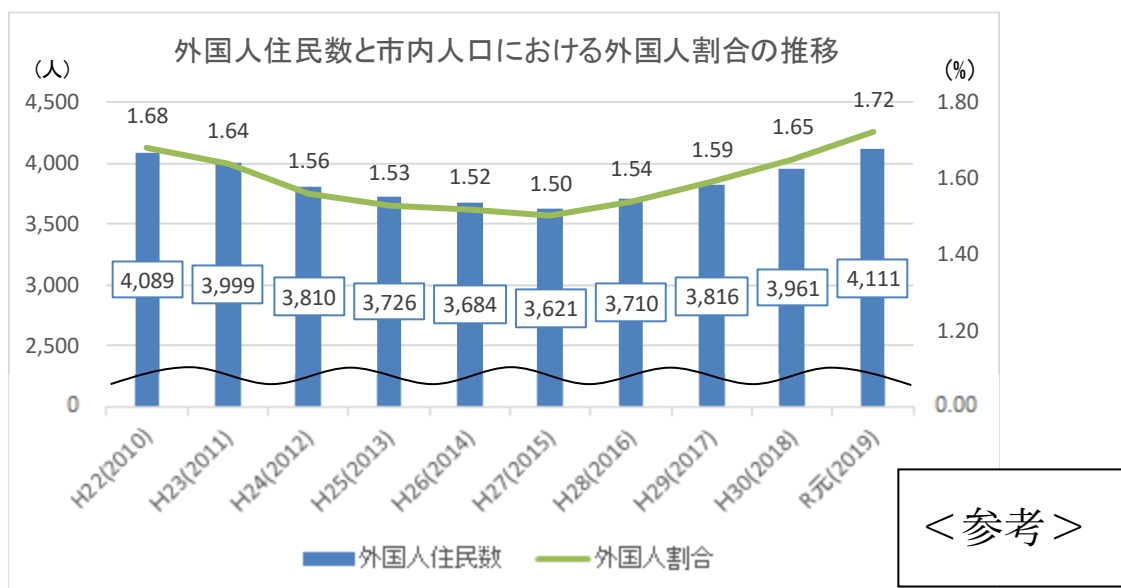
さらに、長野県や県内の他市町村とも連携を図るとともに、他の地方公共団体における多文化共生に関する先進的な知見やノウハウの活用を図ります。

また、長野県多文化共生推進指針2020で県の役割とされている「多文化共生の推進は国全体で体系的に進めていくことが必要であることから、機会を捉え、関係省庁に対して多文化共生に係る基本法の制定や各自治体を実施する施策に必要な財源措置等を要望します。」について、必要に応じて、県と連携し、協働します。

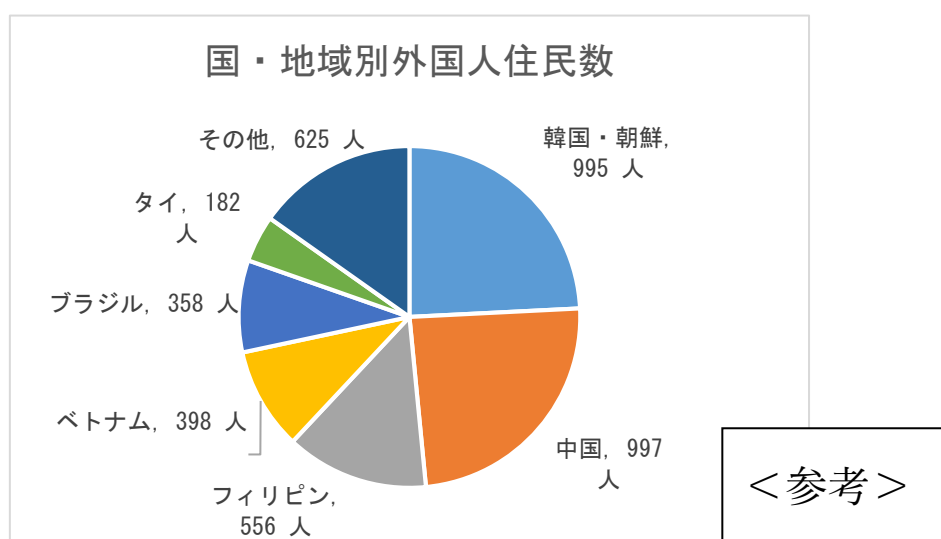
第2章 現状と課題

1 外国人住民の現状

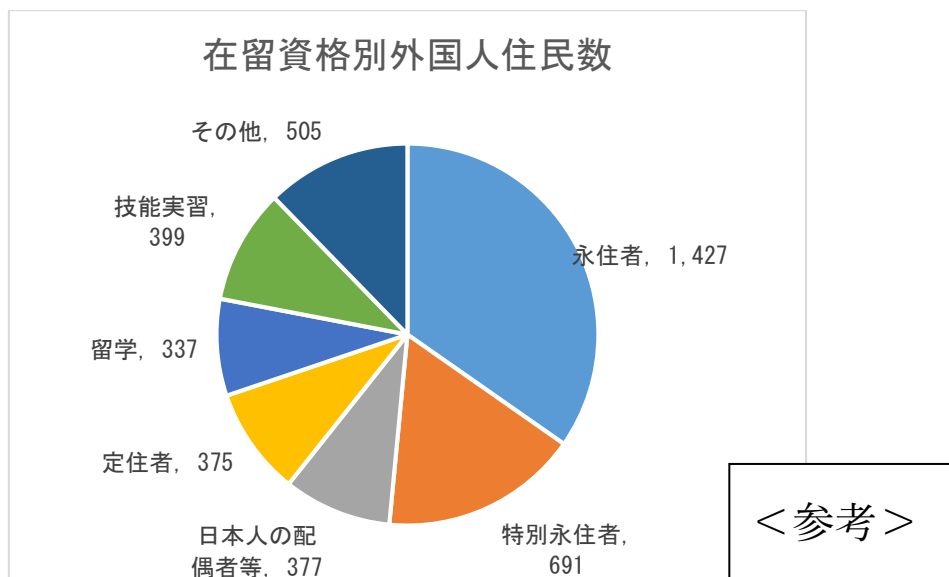
本市の外国人住民数は、平成20年のリーマンショックの影響による景気後退により、減少が続いたものの、平成27年以降は増加に転じ、特に技能実習生の急激な増加もあり、令和2年12月末時点で〇〇〇人となっており、総人口の〇%を占めています。また、長野県内では、外国人住民数が第△位です。



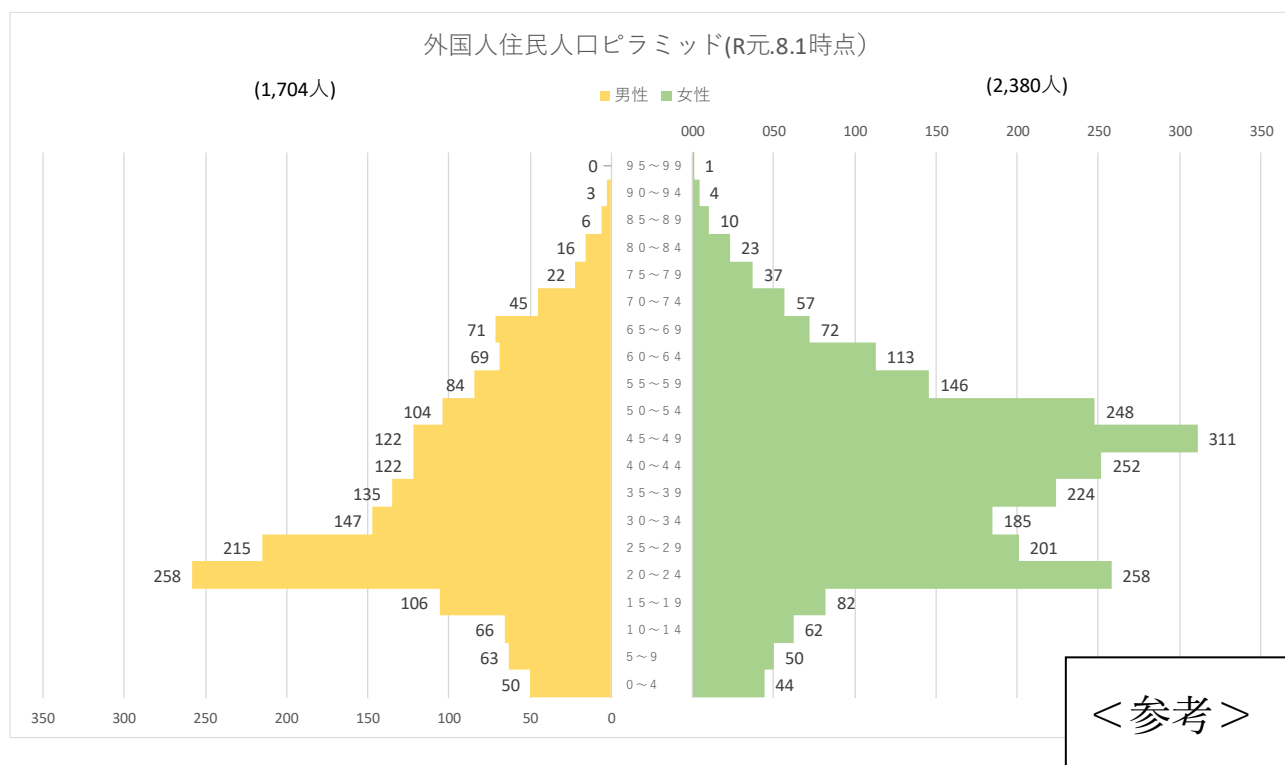
国・地域別人口は、中国〇人（外国人人口に占める割合〇%）、韓国・朝鮮〇人（〇%）、フィリピン〇人（〇%）、ベトナム〇人（〇%）、ブラジル〇人（〇%）、タイ〇人（〇%）、その他△カ国〇人（〇%）となっています。



在留資格別では、永住者〇人（全体に占める割合〇%）、特別永住者〇人（〇%）、日本人の配偶者等〇人（〇%）、技能実習〇人（〇%）、定住者〇人（〇%）、留学〇人（〇%）、家族滞在〇人（〇%）、その他〇人（〇%）となっており、第2次プラン策定前の平成26年と比べ、技能実習、留学の割合が高くなっています。



年齢別人口構成では、留学生や技能実習生を中心とした20～30代が最も多くなっています。65歳以上の割合は、令和2年度末時点で〇〇人と全体の〇%にとどまるものの、定住化の傾向が見られる最近の動向を考慮すると、今後さらに増加することが予想されます。



2 松本市多文化共生プラザの現状

(1) 概要

国籍、言語、生活様式の異なる住民(外国人住民)の自立と社会参画を促進し、地域社会の構成員として、安心して快適に暮らすことができる多文化共生社会の形成に寄与することを目的とし、平成24年7月に、Mウイング(松本市中央公民館)内に開設しました。市と民間団体との協働によって運営しています。

(2) 事業

- ア 外国人住民の自立及び社会参画の促進のための啓発に関すること。
- イ 多文化共生に関する情報の収集及び提供に関すること。
- ウ 外国人住民を取り巻く、諸問題に係る相談に関すること。
- エ 外国人住民の生活支援に関すること。
- オ 支援団体の活動支援及び人材育成に関すること。
- カ 多文化共生を推進するための交流活動に関すること。

(3) 相談事業の実績(延べ件数)

平成27年度：1,635件 平成28年度：1,721件
 平成29年度：2,307件 平成30年度：1,512件
 令和元年度：1,702件

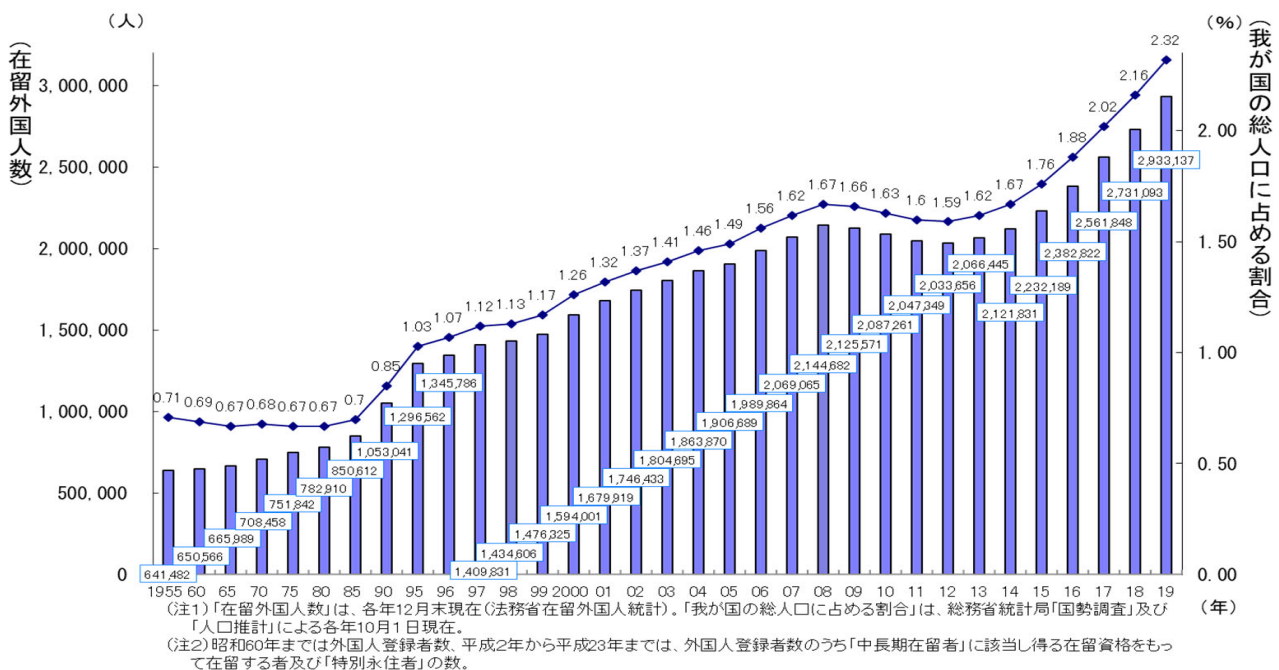
3 第2次プラン策定(平成28年)後の社会経済情勢の変化と多文化共生施策の変遷

(1) 国の状況

ア 外国人住民数等

本国に在留する外国人住民は、増加傾向にあり、令和2年12月末時点で○人で、人口に占める割合は約□%となりました。

出典：多文化共生の推進に関する研究会報告書(2020年8月)



イ 入国管理制度等の改正

平成31年4月には、在留資格「特定技能」が創設されました。「特定技能制度」の意義は、中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築することであるとされています。

ウ 持続可能な開発目標（SDGs）

平成27年9月に行われた国連総会において、誰ひとり取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標を定めた「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」（SDGs）が全会一致で採択されました。

政府は、2030年までにSDGsを達成するための中長期的な国家戦略である「SDGs実施指針」（平成28年12月22日SDGs推進本部決定、令和元年12月20日改定）において、あらゆる人々が活躍する社会を優先課題13の分野の1つとしています。また、「誰一人取り残さない」とのキーワードで表現される「包摂性」は、SDGsの基本的理念であり、政府が優先課題に取り組む際、主要原則14の1つとして、分野を問わず適用することとしています。



エ 地域における多文化共生推進プラン（改訂）

総務省において、平成18年3月に、日経南米人等の外国人住民の増加を背景に「地域における多文化共生推進プラン」されました。それをもとに、本市をはじめ、さまざまな地方公共団体で「多文化共生の推進に係る指針・計画」が策定されてきました。

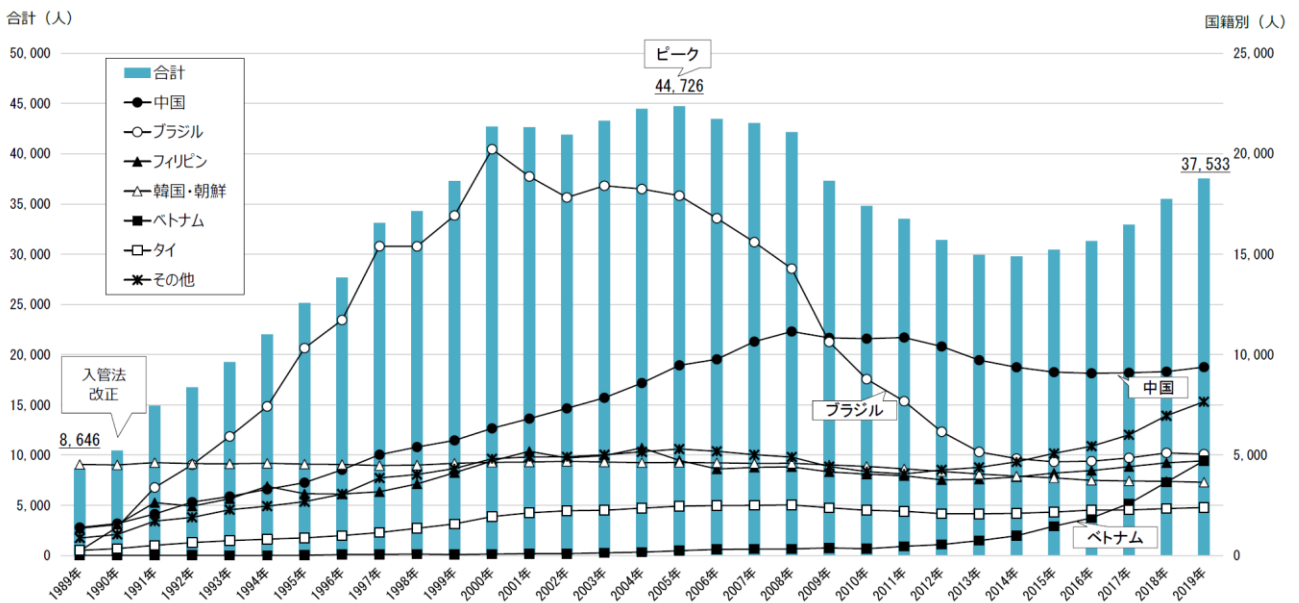
そして、令和2年8月に、外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、デジタル化の進展、気象災害の激甚化、さらに多様性・包摂性のある社会実現の動きといった状況を踏まえ、「地域における多文化共生推進プラン」が改訂されました。

(2) 県の状況

ア 県内の外国人住民数

県内の外国人住民数も本市同様、平成27年以降増加しており、令和2年12月末時点で〇人で、人口に占める割合は約〇%となりました。

出典：長野県多文化共生推進指針2020（2020年3月）



イ 長野県多文化共生推進指針2020

長野県では、令和2年3月に長野県多文化共生推進指針2020を策定しました。「共に学び、共に創る しんしゅう多文化共生新時代」を基本目標に日本人県民と外国人県民が地域を創るパートナーとして、共に学び、共に活躍できる多文化共生社会の実現を目指し施策を展開しています。

4 多文化共生のまち実現に向けた現状と課題

(1) 外国人住民の国籍・在留資格の多様化への対応

【現状】

- ・国籍別外国人住民数は、前回の第2次プラン策定時（平成28年）と比べると、1位が韓国・朝鮮から中国に交代し、3位はフィリピンのままですが、4位は、ブラジルからベトナムに交代しました。さらに国数は、58カ国から、〇〇カ国になっており、国籍の多様化が進んでいます。
- ・在留資格についても、永住者が全体の約3割を占める傾向は変わりませんが、留学生や技能実習の増加が顕著です。
- ・実態調査では、日本人住民・外国人住民ともに、多くが市役所窓口の多言語対応の必要性を感じていることが分かりました。

【課題】

- ・国籍が異なれば、母国での災害経験も異なり、在留資格が異なれば、入国時の日本語能力も異なります。
- ・多言語対応翻訳技術の高度化と社会実装が進んでいる中、スマートフォンのアプリをはじめICTを積極的に活用し、多言語対応を図る必要があります。
- ・多くの外国人住民にとって伝わりやすい「やさしい日本語」の普及・利用促進を図り、必要な情報を得ることができる環境づくりが必要です。

(2) 新たな地域日本語教育体制の必要性

【現状】

- ・現在、市内には、公民館等においてボランティアによって運営されている日本語教室が12カ所ありますが、設立の経過、学習内容、学習支援者の日本語教育の資格の有無等はさまざまですが、外国人住民の居場所や地域社会への入口、交流の場になっており、多文化共生社会の実現に欠かせない活動です。
- ・近年では、技能実習生の増加などで、学習者の背景やニーズが多様化する中で、各学習者の目的に対応した日本語教育や学習者の生活支援などのあらゆるニーズがボランティアに集中しています。
- ・令和元年6月には、「日本語教育の推進に関する法律」が施行され、第5条「地方公共団体の責務」には、地方公共団体は、同法の基本理念にのっとり、日本語教育の推進に関し、地方公共団体が国との役割分担を踏まえ、地域の実情に応じた施策の策定および実施を行う責務を有することが規定されています。

【課題】

- ・ボランティアスタッフの高齢化等もあり、今後の持続的な運営を心配する教室もあります。新たな人材確保支援や、運営へのアドバイスなどによる、持続性の向上が必要です。
- ・日本語能力試験のための学習、日本の文化・習慣の学習、土日開催の教室など、多様な学習者のニーズへの対応とともに、専門性の担保が求められます。
- ・実態調査では、来日して数年経ってから日本語教室の存在を知った方など、周知が十分でないことが分かりました。キーパーソンをとおした情報伝達や、事業所への情報提供も必要です。

(3) 多文化共生の取り組みの認知率向上、住民間の相互理解促進

【現状】

- ・実態調査では、多文化共生の拠点である、多文化共生プラザの認知率が日本人住民・外国人住民ともに20%前後と、前回（平成26年）実態調査時とほぼ同様の結果であり、未だ周知が十分でないことが分かりました。
- ・同調査で、普段から外国人住民と関わりのない日本人住民は全体の半分との結果も出ており、外国人住民の存在を身近に感じることがない日本人住民も多いです。一方で、外国人住民の日本人住民との交流意向は、「困ったときに相談できる程度」が45.4%、「家を行き来する程度」が20.8%、「あいさつする程度」が33.5%、「交流したいと思わない」が0.3%と、多くの外国人住民が日本人住民と何らかのかたちで、交流したいと考えていることが分かりました。
- ・同調査で、外国人住民が「地域住民との交流や地域の活動に参加する」ことに「期待する・まあまあ期待する」と回答した日本人住民は、50.6%でした。

【課題】

- ・改めて、本市の多文化共生の取り組みを日本人住民・外国人住民に広く周知するとともに、地域での交流の機会を増やすことが求められます。
- ・取り組みの周知方法として、SNSを積極的に活用するほか、キーパーソンをとおした情報発信・共有が重要です。
- ・現在、地区公民館などでの独自の取り組みを除き、料理教室をはじめとした多文化共生イベントの多くは、多文化共生プラザのある、Mウイングで開催しています。多文化共生プラザと連携した、地区福祉ひろばなどでの多文化共生イベントの開催も徐々に広がりつつありますが、今後は、キーパーソンとも連携し、さらに地域での多文化共生イベントを増やす必要があります。

(4) 定着を目指す視点

【現状】

- ・本市の永住者は、年々増加しており、緩やかな定住化の傾向にあります。
- ・本市の人口は、減少傾向にあり、今後さらに、高齢化率の上昇、生産年齢人口減少が予測されます。

【課題】

- ・持続可能な地域づくりを進めるため、外国人住民も重要な地域の担い手であり、新しいアイデアや活力を地域に取り込む仲間であるという認識の下、十分な行政サービスが受けられる環境づくりが必要です。
- ・国や企業をはじめとする関係機関と連携して就労支援や子育て支援、住宅確保支援が重要です。

第3章 施策体系

1 基本理念

多文化がつながり 多様なハーモニーを奏でる 共生のまち “まつもと”

(1) 「人権」の視点から考える

多文化共生は人権の問題であり、日本人住民も外国人住民も一人ひとりの人権が尊重され、社会の構成員としてその存在を認められる必要があります。

(2) 「同じ」を共有し「ちがい」を認め合う

多文化共生は、人間として「同じ」部分を共有し、なおかつ「ちがい」を認め合うことです。これによって、慈しみ、尊重し合える人減関係や社会づくりにつなげていくことができます。日本社会への同化ではなく、外国人住民も日本人住民も協力した上での「統合」を目指します。

(3) 「多様性」を活力に変える

外国人住民が、主体的に、自らの強みや外国人独自の視点を活かして、地域の魅力に係る情報発信、地域の観光資源を活用したインバウンド観光の担い手となる事例や人材が現れています。言語や文化などが多様であることをプラスに捉えるとともに、多様性を受け入れる環境を整え、地域の活力に変える取組みを進めます。

(4) 地域づくりにつなげる

多文化共生は、単に困っている外国人を支援するというものではありません。住んでいる地域でのつながりや助け合いが生まれる、地域づくりの課題であることを認識し、外国人住民も地域社会の一員として参画する地域づくりを推進します。本市では、在留期間が無期限の「永住者」の人数が年々増加し、在留外国人全体の約3割を占めるなど、緩やかな定住化の傾向が見られること、外国人住民の年齢構成が若いこと等を背景に、外国人住民が、人口減少・少子高齢化が進む地域を支えている事例が現れつつあり、今後の地域社会を支える担い手となることが期待されます。

2 基本目標

第3次プランでは、4つの分野で、それぞれ目標を掲げ、5年後に目指すまちの姿を示します。

1 コミュニケーション

～言葉の壁を越え対話が活発であり、必要な情報を得られるまち～

2 教育・子育て

～どの子どもも必要な学習が得られるまち～

3 暮らしに

～外国人住民と共生する安心・安全で支え合いの心がつながるまち～

4 地域社会

～地域社会の誰もが多文化共生に関心を持ち、外国人住民が参画する持続可能なまち～

3 施策の方向性

5つの目標を達成するために、それぞれの方向性を示します。

1-1 やさしい日本語・多言語による発信

住民に提供される行政サービスや履行しなければならない義務の内容、地域社会で生活する上で、必要とされるルールや慣習、地域が主催するイベント等について、やさしい日本語・多言語での情報提供を行います。

1-2 キーパーソンの活用

外国人住民の相談やニーズの集約、外国人住民への情報の伝達に、キーパーソンを活用します。また、研修会やSNSを活用し、キーパーソンと行政との繋がりを強化します。

1-3 相談体制の充実

外国人住民の一元的相談窓口である「多文化共生プラザ」では、関係機関とも連携し、案内だけにとどまらない、問題解決に向けた寄り添い支援を実施します。

1-4 日本語学習支援体制の充実

日本語教育を受けることを希望する外国人住民が、生活に必要な日本語習得の機会を得ることができるよう地域日本語教育の体制の充実を図ります。

2-1 日本語教育・就学支援体制の充実

外国にルーツを持つ子どもたちが学校生活に適應できるよう、日本語教育体制の充実を図るとともに、外国人児童・生徒の保護者にも言語・習慣面での配慮を行い、丁寧な対応にあたります。

2-2 子育て環境の充実

外国人住民が、必要とする子ども・子育てサービスを適切に利用できるよう、サービスの内容や利用の際の手続きについて、やさしい日本語・多言語による情報提供を行います。

3-1 災害対応力の向上

外国人住民に対する平常時からの防災情報の周知に努めるとともに、防災訓練などへの外国人住民の参加を促進します。また、自然災害の多発・激甚化を踏まえ、災害多言語支援センター体制の充実を図ります。

3-2 働きやすい環境づくり

外国人住民の就労機会を確保するため、ハローワーク等の関係課機関と連携し、就労支援を行うとともに、住宅確保のための情報も提供し、外国人住民の定住を促進します。

3-3 医療・健診を受けやすい環境づくり

健康診断などの既存サービスをやさしい日本語・多言語で発信するなど、外国人住民が安心して医療・健診を受けられる環境づくりに努めます。

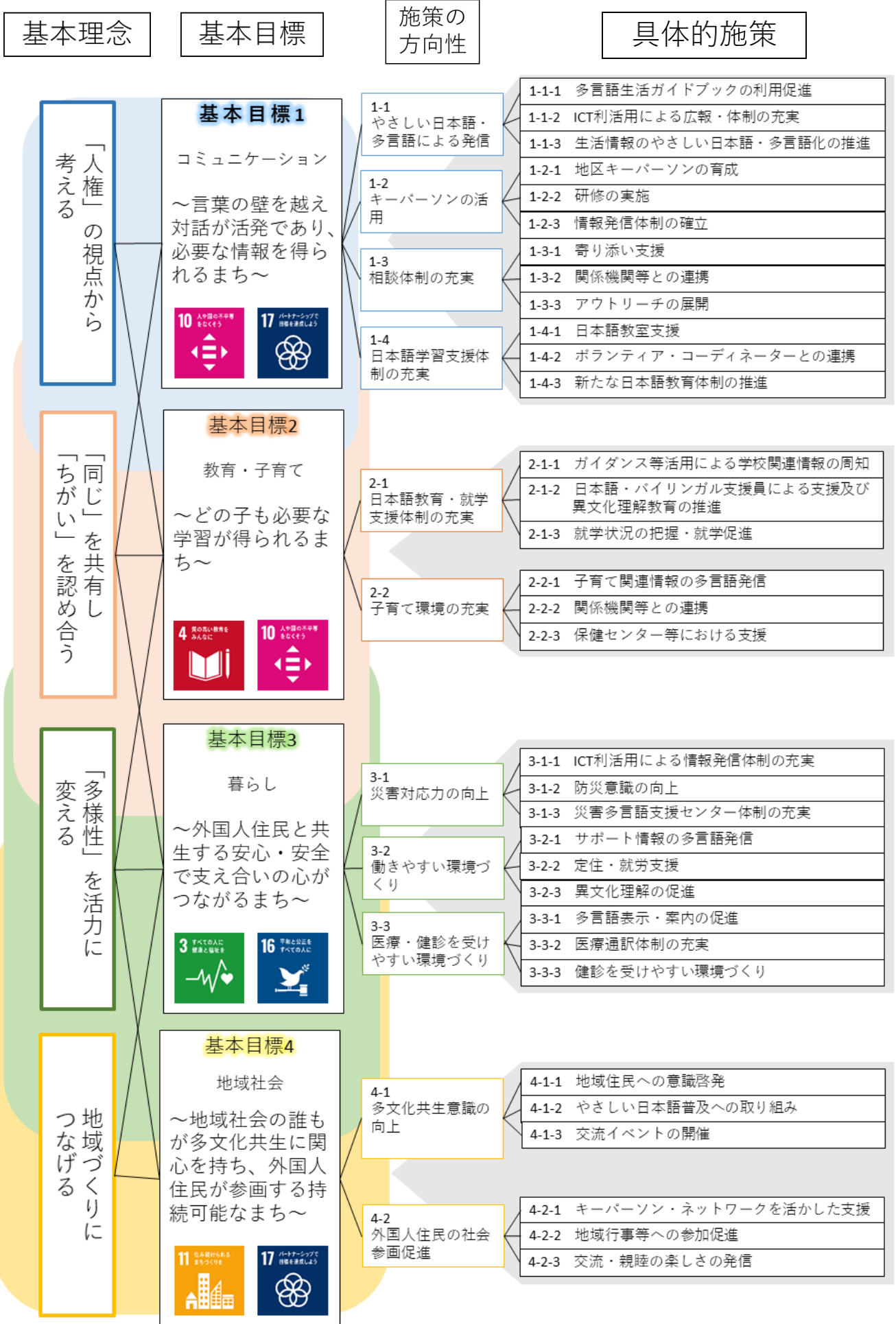
4-1 多文化共生意識の向上

地域住民と外国人住民が相互に交流し、多文化共生に関する理解を深める場づくりを推進し、地域住民の多文化共生意識の向上に努めます。

4-2 外国人住民の社会参画促進

キーパーソンが担い手となる地域イベント企画や、外国人住民も地域の情報を得やすい環境づくりを進め、外国人住民の社会参画を促進します。

4 体系図



基本目標 1 コミュニケーション

～ 言葉の壁を越え、対話が活発であり、必要な情報を得られるまち ～

施策の方向性 1-1 やさしい日本語・多言語による発信

具体的施策
1-1-1

多言語生活ガイドブックの利用促進

○取組み

No.	取組みの内容 ★新規の取組み ○継続の取組み	担当課
1	○転入時に「多言語生活ガイドブック」を配布 ・市民課窓口にて、外国人転入者に多言語生活ガイドブックの二次元コード一覧表を配布します。	人権・男女共生課
2	○「多言語生活ガイドブック」の利用促進 ・多文化共生プラザ、各地区地域づくりセンター、各保健センターに二次元コード一覧表を配布するとともに、市内大学などにも設置を依頼し、周知を図ります。	人権・男女共生課
3	○企業への「多言語生活ガイドブック」活用の依頼 ・ハローワークをとおり、外国人従業員雇用事業所に活用を依頼します。	人権・男女共生課
	・「労政まつもと」にガイドブックの紹介記事を掲載します。	労政課
4	○企業での生活オリエンテーションの実施 ・ハローワークをとおり、外国人従業員雇用事業所に、多言語生活ガイドブックを活用した生活オリエンテーション(出前講座)を周知します。 ・生活オリエンテーションの実施により、キーパーソン・ネットワークの拡大に繋がります。	人権・男女共生課
	・「労政まつもと」に生活オリエンテーションの紹介記事を掲載します。	労政課

具体的施策
1-1-2

ICT利活用による広報・体制の充実

○取組み

No.	取組みの内容 ★新規の取組み ○継続の取組み	担当課
5	★各担当部署の多言語対応体制の充実 ・来客の多い窓口への翻訳機導入など、関係課と協議し進めます。	人権・男女共生課 関係課
6	○生活関連情報を発信するやさしい日本語・多言語のホームページ作成 ・外国人住民が見やすい生活関連情報ページを作成し、防災情報などをやさしい日本語で一元的に掲載します。	人権・男女共生課
7	○ごみの分け方・出し方に関する資料とスマートフォンアプリの多言語化 ・「家庭用ごみ・資源物の分け方・出し方」の配布、スマートフォンアプリ「さんあ〜る」の発信をします。8カ国語に対応（英語、中国語、スペイン語、タガログ語、ポルトガル語、韓国語、タイ語、ベトナム語）。	環境業務課
8	○各種事業・イベント情報の多言語化と SNS や市 HP 等を活用しての情報提供 ・広報まつもとにイベント情報を掲載します。また SNS や市HPで多言語発信を行います。	人権・男女共生課 (多文化共生プラザ)

具体的施策
1-1-3

生活情報のやさしい日本語・多言語化の推進

○取組み

No.	取組みの内容 ★新規の取組み ○継続の取組み	担当課
9	★多文化共生に資する町会文書翻訳体制の充実 ・地域での多文化共生を推進するため、地域に住む外国人住民に周知する必要がある文書等を翻訳する体制づくりを目指します。	人権・男女共生課
10	○ごみの分け方・出し方に関する資料とスマートフォンアプリの多言語化 【再掲】	環境業務課
11	★生活情報のやさしい日本語・多言語化 ・生活に必要な情報をやさしい日本語・多言語で提供します。	全庁

具体的施策
1-2-1

地区キーパーソンの育成

○取組み

No.	取組みの内容 ★新規の取組み ○継続の取組み	担当課
12	○各地区にキーパーソンを育成 ・各地区で交流イベント（キーパーソン研修会など）の開催を計画し、キーパーソンの掘り起こしに繋がります。	人権・男女共生課
13	○キーパーソンの募集・掘り起こし ・市 HP や広報まつもと、地域日本語教室などで広く募集します。 ・学校単位や事業所単位での募集・掘り起こしを実施します。	人権・男女共生課

具体的施策
1-2-2

キーパーソン研修の実施

○取組み

No.	取組みの内容 ★新規の取組み ○継続の取組み	担当課
14	○キーパーソン研修の実施 キーパーソン研修を開催し、キーパーソンスキルの向上やキーパーソン同士の交流に繋がります。	人権・男女共生課

具体的施策
1-2-3

情報発信体制の確立

○取組み

No.	取組みの内容 ★新規の取組み ○継続の取組み	担当課
15	○キーパーソンとの情報共有体制の確立 キーパーソンとの情報共有ツールとして、専用の SNS を創設します。また、研修などを通し、キーパーソン同士の繋がりを作ります。	人権・男女共生課
16	○キーパーソンから外国人住民への情報拡散 多文化共生に有用な情報などを行政からキーパーソンに発信し、キーパーソンを通して、外国人住民への情報の広がりを目指します。	人権・男女共生課

具体的施策
1-3-1

寄り添い支援

○取組み

No.	取組みの内容 ★新規の取組み ○継続の取組み	担当課
17	○多文化共生プラザで寄り添い支援の実施 案内だけで終わらず、必要に応じて行政窓口等への同行や問題解決までのフォローアップを行います。	人権・男女共生課 (多文化共生プラザ)
18	○多文化共生プラザ相談員の事例検討等によるスキルアップ 事例検討による相談員のスキルアップや複雑多岐な相談への組織的な対応に努めます。	人権・男女共生課 (多文化共生プラザ)

具体的施策
1-3-2

関係機関等との連携

○取組み

No.	取組みの内容 ★新規の取組み ○継続の取組み	担当課
19	○多文化共生プラザ相談員とキーパーソン、民生・児童委員等との連携 外国人住民の困りごと、地域での困りごと等の拾い上げを行い、事案に応じ他の相談機関とも連携し対応します。	人権・男女共生課 (多文化共生プラザ)
20	○地域づくりセンターとの連携 ・地区キーパーソンと地域づくりセンターが直接連携を図れる仕組みを作り、多文化共生プラザも連携し、地域での困りごとに円滑に対応します。	人権・男女共生課 (多文化共生プラザ)
	・地域全体で外国人住民の困りごとを拾い上げられるような仕組みづくりを検討していきます。	地域づくり課

具体的施策
1 - 3 - 3

アウトリーチの展開

○取組み

No.	取組みの内容 ★新規の取組み ○継続の取組み	担当課
21	○ 集住地区で相談の実施 ふだん多文化共生プラザに繋がらない層にアウトリーチするため、外国人住民が比較的多い地区での相談を実施します。	人権・男女共生課 (多文化共生プラザ)
22	○ 外国人コミュニティの拠点における多文化共生プラザの周知 多文化共生プラザのより効果的な周知のため、外国人住民が集まる外国食材店や宗教施設などでチラシなどの配布を依頼します。	人権・男女共生課 (多文化共生プラザ)
23	★ 多文化共生プラザ相談事例の発信 多文化共生プラザの周知の一環として、相談事例を市HPなどで発信します。	人権・男女共生課 (多文化共生プラザ)
24	○ 理解を深める交流イベントの実施 ・料理教室などの交流イベントを開催します。 ・地区福祉ひろばなどとも連携し、地域での交流イベント開催を推進します。	人権・男女共生課 (多文化共生プラザ)

具体的施策

1 - 4 - 1

日本語教室支援

○取組み

No.	取組みの内容 ★新規の取組み ○継続の取組み	担当課
25	<p>○各教室に必要な日本語ボランティアの募集</p> <p>各教室の状況を的確に把握し、広報まつもとや主催講座の実施などを通じてボランティアの募集を行います。</p>	生涯学習課・中央公民館
26	<p>○教材・指導書等の充実</p> <p>地域日本語教育コーディネーターのアドバイスをいただきながら、多文化共生プラザの日本語教育教材の充実を図ります。</p>	人権・男女共生課
	<p>教室のニーズに合った教材を各教室の代表者と相談のうえ購入し、教室のより良い運営に繋がります。</p>	生涯学習課・中央公民館 (地域日本語教室)
27	<p>○日本語教室に関する情報の収集・発信</p> <p>外国人住民への適切な情報提供のため、日本語教室の開設状況等を情報収集し、広報まつもとや SNS 等で教室の情報を発信します。また、企業向けにも情報発信します。</p>	生涯学習課・中央公民館 人権・男女共生課
28	<p>○多様なニーズへの対応力を高めるための日本語ボランティア講座の開催</p> <p>参加者のニーズ分析や国、県の政策を勘案しながら、日本語ボランティアの知識やスキルの向上につながる講座を開催します。また、ボランティアでは対応が難しいケースを想定した、日本語講座の在り方も研究します。</p>	生涯学習課・中央公民館
29	<p>○情報交換や交流をベースにした日本語学習活動の支援</p> <p>活動場所の提供や広報などに協力します。</p>	人権・男女共生課

具体的施策
1-4-2

ボランティア・コーディネーターとの連携

○取組み

No.	取組みの内容 ★新規の取組み ○継続の取組み	担当課
30	○日本語教室における日本人キーパーソンの登録推進 普段から外国人住民と交流がある日本語ボランティアの方のキーパーソン登録を推進します。	人権・男女共生課
31	★地域日本語教育コーディネーターとの連携 地域日本語コーディネーターと連携し、日本語教室のより良い運営に繋げていくとともに、各教室のスタッフへの助言、相談等にご協力をお願いしていきます。	生涯学習課・中央公民館

具体的施策
1-4-3

新たな日本語教育体制の推進

○取組み

No.	取組みの内容 ★新規の取組み ○継続の取組み	担当課
32	○さまざまなニーズに対応する新たな日本語教室の開設 国、県、市の施策や参加者のニーズ等を勘案しながら、ボランティア中心の日本語教室だけではなく、より専門的な学習を行える教室等の開設を検討します。	生涯学習課・中央公民館 人権・男女共生課
33	★日本語教育推進体制の充実のための、横断的な体制の構築 日本語教育推進法に基づき、関係課で連携し、日本語教育推進体制の整備を目指します。	生涯学習課・中央公民館 人権・男女共生課 学校指導課

基本目標 2 教育・子育て

～ どの子どもに必要な学習が得られるまち ～

施策の方向性 2-1 日本語教育・就学支援体制の充実

具体的施策
2-1-1

ガイダンス等活用による学校関連情報の周知

○取組み

No.	取組みの内容 ★新規の取組み ○継続の取組み	担当課
34	○学校生活やルール等をまとめたガイドブックの作成と活用 対象園児が在籍する保育園及び保護者に配布します。また、入学前ガイダンスの説明資料として活用します。	学校指導課
35	○「放課後児童健全育成事業」の周知 外国人住民の保護者及び児童に対し、学校及び指定管理者等と連携を取りながら、事業内容について通訳による説明を行います。	こども育成課
36	○入学前ガイダンスの案内と資料の多言語化 小・中・高等学校入学にあたっての保護者の不安を解消するための、各言語に対応した「進学ガイド」を作成します。	学校指導課
37	○関係機関との連携による入学前ガイダンス周知 保育課と連携し、日本語支援が必要な家庭へ入学前ガイダンス開催を周知します。	学校指導課
	説明会の実施に当たり、資料を公立・私立保育園、幼稚園、認定こども園各園へ配布し、関係機関との連絡調整を行います。	保育課
38	○入学・進学前ガイダンスの実施（未就学児・小学生・中学生対象） 小・中・高等学校入学にあたっての保護者の不安を解消するための就学ガイダンスを実施します。	学校指導課

具体的施策
2-1-2

日本語・バイリンガル支援員による支援及び異文化理解教育の推進

○取組み

No.	取組みの内容 ★新規の取組み ○継続の取組み	担当課
39	○日本語教育推進体制の充実のための、横断的な体制の構築【再掲】 日本語教育推進法に基づき、関係課で連携し、日本語教育推進体制の整備を目指します。	生涯学習課・中央公民館 人権・男女共生課 学校指導課
40	○支援に当たっている教職員の支援力の向上のため研修会等の定期的開催 日本語支援開始に当たって研修会を開催し、学校での支援体制や事務手続きについて、支援に関わる教職員に周知します。	学校指導課
41	★多言語の学校文書テンプレートを作成 ・学校行事や PTA 関連の行事案内の多言語対応のテンプレートを作成しています。利用しやすいよう内容の充実に努めるとともに、各校に周知し、利用が進むように図ります。 ・やさしい日本語に心がけた通知のよさについても事業説明会等で周知します。	学校指導課
42	○学校との連携による支援体制づくり 指導主事の学校訪問や定例の松本市子ども日本語教育センター連絡会において、支援対象児童生徒の学習状況等を把握します。また、松本市子ども日本語教育支援員の授業を随時参観し、支援の状況や児童生徒の状況を把握し対応します。	学校指導課
43	○学校における日本語・バイリンガル支援員の養成講座の開催 「松本市子ども日本語教育支援員養成研修」を随時実施します。	学校指導課
44	○日本語・バイリンガル支援員登録制度の活用 ニーズに合わせて積極的に配置します。	学校指導課
45	○進路ガイダンスの実施（高校・大学・就職） 「中学生のための進学相談会」において高校以上の進路についての説明を行います。	学校指導課
46	○子ども日本語教育センターと多文化共生プラザの連携 子ども日本語教育センターと多文化共生プラザとが、生活上の困りごとを抱えた外国人児童・生徒またはその保護者の生活環境や学校での様子等の情報を共有し連携します。	学校指導課
47	○多言語相談での個別対応 各校の依頼を受け、個別懇談会等に通訳を派遣し、進路指導、生活指導等に対応します。	学校指導課 人権・男女共生課

48	○松本版コミュニティスクールを活用した学校での国際理解及び多文化共生教育の推進 ・地域と学校が連携した国際理解及び多文化共生教育が推進できるか各校運営委員会にて検討します。	学校指導課
	・学校と地区公民館が連携をし、コミュニティスクール運営委員会等で事業実施に向けた熟議を行います。松本版コミュニティスクールの仕組みを活用して、地域に住む外国籍住民と児童・生徒の交流を行い、国際理解や多文化共生教育に繋がります。	生涯学習課・中央公民館 (地区公民館)
49	○松本版コミュニティスクールを活用した学習及び生活支援の推進 ・松本版コミュニティスクールを活用し、各校において外国語活動の講師や異文化交流の講師を招き、学習支援として実施します。	学校指導課
	・松本版コミュニティスクールの学校支援の仕組みを用いて、授業時間中の補助や放課後の宿題の補助、読み聞かせなど地域住民が学習支援の実施を各地区、各校の実情に応じて検討します。	生涯学習課・中央公民館 (地区公民館)
50	○文化の相互理解の推進 ・各校の学校人権教育において実施します。	学校指導課
	・公民館事業や地区人権啓発推進協議会等で多文化共生に関わる講座を実施します。また、多くの国や地域を紹介しながら交流を行う、松本国際ふるさと祭り「こいこい松本」の開催に参画し、文化交流に繋がります。	生涯学習課・中央公民館 (地区公民館)
51	○母語図書の購入 現在女性センターに母語図書を配架しており、今後も充実を図ります。	人権・男女共生課
52	★母語・母文化教育に繋がる国際理解交流の実施 外国人児童・生徒が抵抗感なく自身の母語・母文化を学べるよう、日本人児童・生徒も含めた国際理解の機会をつくりまします。	人権・男女共生課

具体的施策
2 - 1 - 3

就学状況の把握・就学促進

○取組み

No.	取組みの内容 ★新規の取組み ○継続の取組み	担当課
53	○対象生徒の日本語力について、入学先の高等学校に送付 対象生徒の日本語力についての資料を作成し、入学先の高等学校に送付します。	学校指導課
54	○就学状況調査の実施（不登校含む） 不登校については外国籍児童生徒関係なく関わります。	学校指導課
55	○不就学、不登校児童・生徒のいる家庭への個別対応 ・不就学については、学校教育課から該当者に通知し対応します。不登校への対応は外国籍児童生徒関係なく実施します。	学校指導課
	・多文化共生プラザで、相談に応じるとともに、該当児童・生徒の日本語学習機会確保を図ります。	人権・男女共生課 (多文化共生プラザ)
56	○「ヤングにほんご教室」の活用 ・来庁者及び就学ガイダンス参加者や研修会参加者等に、「ヤングにほんご教室」について紹介し周知します。	学校指導課
	・ヤングにほんご教室は、外国由来の児童・生徒の学習面と心理面でのサポート活動を実施しているため、中央公民館としても共催事業として必要な支援を実施し、引き続き連携協力体制を築きます。	生涯学習課・中央公民館
57	○日本語教室での子どもの受入れ 日本語教室への子どもの受け入れは可能であるが、子どもに特化した教室は限られているため、人権・男女共生課や学校指導課、こども育成課等と情報共有をしながらニーズを把握し、受け入れ体制の強化などを検討していきます。	生涯学習課・中央公民館
58	○子どもを取り巻く状況、ニーズを把握しながらの教室運営 市内日本語教室や人権・男女共生課、学校指導課、こども育成課、地区公民館などと連携をしながら情報共有を進め、教室運営に繋がります。	生涯学習課・中央公民館
59	○未就学児の現状把握 公立私立保育園・幼稚園・認定こども園での「入学予定児童に係る外国籍児童の実態調査」を実施し、子どもや保護者の実態を把握し、小学校へ情報提供を行います。	保育課
60	○未就学児への指導実施 日本語支援が必要な来入児のためのプレ日本語教室を行います。	学校指導課

具体的施策
2-2-1

子育て関連情報の多言語発信

○取組み

No.	取組みの内容 ★新規の取組み ○継続の取組み	担当課
61	○「子育てガイドブック」の多言語化 「子育てガイドブック」は令和3年度に大幅改定を予定しているため、改定に合わせて多言語化の検討をするとともに、既存の多言語生活ガイドブックに必要な情報を追記するなど、別の手法についても研究をします。	こども育成課
62	○多言語による「つどいの広場事業」と「こどもプラザ事業」の周知 外国人住民に適切な子育て支援情報を提供するため、多言語化チラシを関係課、こどもプラザ等の子育て支援施設窓口を設置します。	こども育成課
63	★入園時、在園中のやさしい日本語活用・多言語化対応による保護者支援 多言語や写真等を使用しての案内作成や、保護者のニーズに合わせ、必要に応じて通知文等の翻訳を依頼し、保護者への支援を行います。	保育課

具体的施策
2-2-2

関係機関等との連携

○取組み

No.	取組みの内容 ★新規の取組み ○継続の取組み	担当課
64	○相談事業における家庭児童相談員との連携 子どもに関する悩みや困りごとなど、多文化共生プラザで受けた相談に応じ、家庭児童相談員との連携を図ります。	人権・男女共生課 (多文化共生プラザ) 関係課
65	○保育士や民生委員・児童委員との連携 園長研究会や民生委員・児童委員全体研修会を通して、多文化共生プラザの周知を図るとともに、事案に応じ、保育士や民生委員・児童委員と連携を図ります。	人権・男女共生課 (多文化共生プラザ) 関係課
66	○健診における保健師との連携 保健センターからの依頼により、健診へ通訳者を派遣します。	人権・男女共生課

67	○こどもプラザでの情報提供 多文化共生プラザや病児後保育などの情報を多言語で提供します。	人権・男女共生課 (多文化共生プラザ) 関係課
68	○交流の場となる「多文化共生サロン」の実現 日本人保護者と外国人保護者の交流の場づくりを目指します。	人権・男女共生課 関係課

施策の方向性 2-2 子育て環境の充実

具体的施策
2-2-3

保健センター等における支援

○取組み

No.	取組みの内容 ★新規の取組み ○継続の取組み	担当課
69	○育児相談・指導の実施 保健センターや市役所における外国人住民の育児相談・指導を行います。	健康づくり課
70	○こどもプラザや保健センター等を利用することができない保護者（親子）への個別支援 地区担当保健師による家庭訪問等を実施します。	健康づくり課
71	○母子手帳を多言語で配布 母子手帳を多言語で配布（英語、韓国語、中国語、タイ語、タガログ語、ポルトガル語、インドネシア語、スペイン語、ベトナム語）します。	健康づくり課
72	○予防接種予診票を多言語で作成 要望に応じて6か国語（英語、中国語、タガログ語、韓国語、ポルトガル語、タイ語）で作成します。	健康づくり課
73	○予防接種通知文の中に多言語の予診票があることを記載 英語で案内しています。基本の6か国語で対応困難な場合は国仕様の予診票をお渡しします。（ベトナム語、スペイン語、インドネシア語、ネパール語、アラビア語、イタリア語、ドイツ語、フランス語、モンゴル語、ロシア語）	健康づくり課
74	○乳幼児健診のおたずね票を多言語で作成 通知文に英語で記載しています。	健康づくり課

基本目標 3 暮らし

～ 外国人住民と共生する安心・安全で支え合いの心がつながるまち ～

施策の方向性 3-1 災害対応力の向上

具体的施策
3-1-1

I C T利活用による情報発信体制の充実

○取組み

No.	取組みの内容 ★新規の取組み ○継続の取組み	担当課
75	○SNS 等を用いての「やさしい日本語」と多言語による防災に関する情報の提供 ・災害情報については、やさしい日本語で発信することに努めており、今後も対応します。	危機管理課
	・外国人住民向けのページを作成し、やさしい日本語で防災知識等を提供します。 ・災害発生前後にはSNS等で、やさしい日本語を含む多言語での情報発信を実施します。	人権・男女共生課 (多文化共生プラザ)
76	○松本安心ネットやLアラート等を活用した、やさしい日本語による災害情報発信についての研究 情報伝達の多重化及びやさしい日本語での災害情報発信について研究します。	危機管理課
77	○キーパーソン・ネットワークを活用したキーパーソンから外国人住民への情報拡散 より多くの外国人住民に防災・災害情報を伝達するため、キーパーソン・ネットワークを活用した情報拡散を図ります。	人権・男女共生課

施策の方向性 3-1 災害対応力の向上

防災意識の向上

○取組み

No.	取組みの内容 ★新規の取組み ○継続の取組み	担当課
78	○転入時に「防災ハンドブック」を配布 市民課窓口にて、外国人転入者に防災ハンドブックの二次元コード一覧表を配布します。	人権・男女共生課
79	○「防災ハンドブック」の利用促進 多文化共生プラザ、各地域づくりセンター、各保健センターに二次元コード一覧を設置するとともに、市内大学などにも設置を依頼します。	人権・男女共生課
80	○居住地区の防災訓練・避難所設営訓練への参加（避難所の確認、役割の確認） ・日々の SNS 等での情報発信を通し、外国人住民への防災意識の啓発に努め、防災訓練等への参加を促進します。	人権・男女共生課
	・人権・男女共生課と連携し、防災訓練等への参加を促します。	危機管理課
	・防災訓練等への参加を呼びかけるとともに、多言語による表示等の活用により、外国人住民にわかりやすい内容となるよう努めていきます。 ・避難所運営訓練の中に、「日本語の不自由な外国人住民への対応」「多言語表示シートの活用」「多言語での情報の発信」といった要素を取り入れます。	地域づくりセンター
81	○外国人住民・キーパーソン・地区住民合同の災害時対応講座の実施 ・キーパーソン研修会、出前講座などを通し、外国人・日本人住民の防災意識高揚を図ります。	人権・男女共生課
	・人権・男女共生課と連携し、災害対応講座を実施します。	危機管理課
	・キーパーソンとの連携を図り、いざという時に外国人住民が困らないよう講座を実施していきます。	地域づくりセンター
82	○災害時要援護者支援プランの推進（避難行動要支援者名簿の周知啓発） 条例に基づき、災害時等に一定の配慮が必要な要支援者の個人情報拒否の申し出がない限り、平常時から地域関係者へ提供し、地域における避難支援体制づくりを進めるため、制度内容についての周知方法等を検討します。	福祉計画課

具体的施策
3-1-3

災害多言語支援センター体制の充実

○取組み

No.	取組みの内容 ★新規の取組み ○継続の取組み	担当課
83	○多言語支援センターの組織編制・業務内容・他団体との連携についての確認 訓練を通し、業務内容を確認するとともに、他団体との連携・役割分担を整理します。	人権・男女共生課
84	○多言語支援センターの設置・運営訓練の実施 市民団体、キーパーソンとも連携した災害多言語支援センター設置・運営訓練を実施します。	人権・男女共生課
85	○防災訓練及び災害時多言語支援センター運営訓練での多言語化訓練 災害多言語表示シートなどのツールを活用した多言語化訓練を実施します。	人権・男女共生課

施策の方向性 3-2 働きやすい環境づくり

具体的施策
3-2-1

サポート情報の多言語発信

○取組み

No.	取組みの内容 ★新規の取組み ○継続の取組み	担当課
86	○小さな子供がいる家庭やひとり親家庭でも、安心して仕事ができるサポート体制の構築 安心して働くことができるサポート体制を整えるため、各関係機関との連携体制の構築や、預かり事業の情報を多言語化する等の検討を進めます。	こども育成課
87	○既存機能の周知のため、相談機関をリスト化し多言語による情報発信 リストを整備し、年1回内容の見直しを行います。	労政課
88	○問題発生以前に、情報収集ができるよう、ハローワーク窓口などで相談機関をリスト化したチラシを配布 リストを整備し、年1回内容の見直しを行います。また、ハローワーク等関係機関窓口にチラシの設置を依頼し、リストの活用促進を図ります。	労政課

施策の方向性 3-2 働きやすい環境づくり

定住・就労支援

○取組み

No.	取組みの内容 ★新規の取組み ○継続の取組み	担当課
89	<p>★スムーズな住宅確保につながる支援</p> <p>国が作成しているガイドブックの活用や住宅確保を支援する各種制度の適切な周知をキーパーソンとの連携しつつ進めます。</p>	人権・男女共生課 (多文化共生プラザ)
90	<p>★定住希望者が安心して暮らし続けるための就労支援</p> <p>長野労働局とも連携した支援に取り組みます。</p>	労政課
91	<p>○外国人就労・定着支援研修等による日本語習得</p> <p>外国人就労・定着研修実施団体との連携を図るとともに、当該研修の周知に協力します。</p>	人権・男女共生課
92	<p>○多言語対応のない相談機関と既存の多言語機関（ハローワーク・多文化共生プラザ等）との連携</p> <p>相談窓口にて多言語対応が必要なときは、市の多言語相談員の派遣を依頼するなど連携を図ります。また、外国人労働者に関する情報の共有を図ります。</p>	労政課
93	<p>○就労支援を実践している企業の紹介</p> <p>実践事例を収集し、「労政まつもと」に紹介記事を掲載します。</p>	労政課
94	<p>○起業支援に関する情報収集・発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松本商工会議所では創業スクールや創業相談窓口を通じて支援を行っています。 ・松本市では創業者に向けた家賃補助や利子補給を行っています。今後も商工会議所と連携して外国人住民の起業を支援します。 	商工課

具体的施策
3-2-3

異文化理解の促進

○取組み

No.	取組みの内容 ★新規の取組み ○継続の取組み	担当課
95	○外国人労働者に対する理解を促進するため、外国人を雇用した良好事例などの発信 事例を収集し、「労政まつもと」に紹介記事を掲載します。	労政課
96	○異文化理解の啓発や異文化間の摩擦を解決した具体的事例など、企業に役立つ情報の発信 事例を収集し、「労政まつもと」に紹介記事を掲載します。	労政課

具体的施策
3-3-1

多言語表示・案内の促進

○取組み

No.	取組みの内容 ★新規の取組み ○継続の取組み	担当課
97	○外国人住民が医療機関へ行きやすくするための多言語表示の作成、活用促進 ・関係団体や医療機関等と連携し、多言語表示の案内等の作成を検討します。 ・外国人患者対応シート（受付・会計用、医師・看護師用の2種類）により、5カ国語（英語、ハングル語、中国語、ポルトガル語、スペイン語）に対応できるようにしている。院内の表示については新病院建設の際に対応できるよう検討する。（松本市立病院）	医務課 病院局
98	○多言語対応医療機関リストの作成 ・関係団体や医療機関等と連携し、多言語対応医療機関のリスト化に向け検討を進めます。	医務課 保健所
99	○医療機関への情報提供 ・外国人患者受入れに係る情報などについて、医療機関へ情報提供します。	医務課 保健所

100	○多言語対応医療機関の表示（各医療機関や薬局に対応可能マーク等の提示） 関係団体や医療機関等と連携し、多言語対応医療機関の表示案内の作成等の検討を進めます。	医務課 保健所
-----	---	------------

施策の方向性 3-3 医療・健診を受けやすい環境づくり

具体的施策
3-3-2

医療通訳体制の研究

○取組み

No.	取組みの内容 ★新規の取組み ○継続の取組み	担当課
101	○既存の医療通訳システム、通訳者に対する研修・制度やICT技術などの情報収集 ・国の施策や他自治体の事例について、情報収集に努めます。	人権・男女共生課
	・関係団体や医療機関等と連携し、国や県、民間などの研修、精度などの情報収集に取り組みます。	医務課 保健所
102	○県、近隣都市や医療機関との連携を呼びかけ、実現可能な通訳システムの研究、キーパーソン・ネットワーク活用の研究 実現可能な通訳システムの構築について、研究します。	人権・男女共生課

具体的施策
3-3-3

健診を受けやすい環境づくり

○取組み

No.	取組みの内容 ★新規の取組み ○継続の取組み	担当課
103	○健康診断などの既存サービスの周知を多言語で情報発信（通知封筒多言語化、多言語サービスリスト化） 正確な情報伝達を図るため、健康診断などの通知・封筒への表記を多言語化します。	健康づくり課
104	○健康相談や健康診断で、通訳派遣等外国人住民が利用しやすい仕組みづくり ・円滑なコミュニケーションを図るため健康相談や健康診断における通訳派遣等を検討します。	健康づくり課
	・保健センターからの依頼に応じ、通訳派遣を実施します。	人権・男女共生課

基本目標 4 地域社会

～ 地域社会の誰もが多文化共生に関心を持ち、外国人住民が参画する持続可能なまち ～

施策の方向性 4-1 多文化共生意識の向上

具体的施策
4-1-1

地域住民への意識啓発

○取組み

No.	取組みの内容 ★新規の取組み ○継続の取組み	担当課
105	○町会長や民生委員、町内公民館長等地域リーダーへの啓発研修の実施 ・町会長会において、多文化共生の啓発に取り組みます。	地域づくりセンター
	・民生委員・児童委員への啓発研修を実施します。	福祉計画課
	・松本市町内公民館館長会の研修に、多文化共生に関する事項を行い、町内公民館長の理解を深めます。	生涯学習課・中央公民館
106	○学校向け、地域向け、行政向けの出前講座プログラムの作成・情報発信 依頼元に応じた出前講座プログラムを作成するとともに、講座依頼の増加のための情報発信に努めます。	人権・男女共生課
107	○グローバルな視点を取り入れた多文化共生を考える機会づくり 世界の難民問題から人種・人権について考える機会を作ります。	人権・男女共生課
108	○出前講座の活用促進 ・松本市出前講座「いい街つくろう！パートナーシップまつもと」において、引き続き多文化共生に関する項目を取り上げ、市民向けの出前講座として活用を図ります。	生涯学習課・中央公民館
	・当課関係団体等において、出前講座を活用してもらうようPRします。	人権・男女共生課
109	○外国人住民が発信する事業への支援 外国人住民の活躍を応援するため、多文化共生プラザへのチラシ設置、Facebookでの発信に協力します。	人権・男女共生課

110	○キーパーソン・ネットワークとの連携による啓発 キーパーソンにイベント講師を依頼するなどし、キーパーソンの個性を生かしたイベントを講じ、地区住民への啓発に努めます。	人権・男女共生課
111	○地域社会に参画している外国人住民の事例紹介 ・町会長会をはじめとする様々な機会を通じて、地域で活動している外国人住民の取り組みを紹介していきます。 ・地区人権啓発推進協議会や私たちのまちづくりの集い等で多文化共生が取り上げられた際に、外国人住民の事例を紹介しながら多文化共生に関する理解を深められるよう取組みます。また、松本国際ふるさと祭り「こいこい松本」の開催に参画し、松本に住む外国人住民の活動を紹介していきます。	地域づくりセンター 生涯学習課・中央公民館

施策の方向性 4-1 多文化共生意識の向上

具体的施策
4-1-2

やさしい日本語普及への取組み

○取組み

No.	取組みの内容 ★新規の取組み ○継続の取組み	担当課
112	○日本人住民を対象としたやさしい日本語講座の実施 ・市職員に対する「やさしい日本語」研修を実施します。 ・出前講座を活用し、「やさしい日本語」の普及を図ります。	人権・男女共生課
113	★多文化共生に資する町会文書翻訳体制の充実 地域での多文化共生を推進するため、地域に住む外国人住民に周知する必要がある文書等を翻訳する体制づくりを目指します。	人権・男女共生課

具体的施策
4-1-3

交流イベントの実施

○取組み

No.	取組みの内容 ★新規の取組み ○継続の取組み	担当課
114	○多文化共生に関する交流イベント情報の収集と提供 ・多文化共生プラザ Facebook で積極的に情報発信します。 ・外国人住民コミュニティによるイベントの情報も収集します。	人権・男女共生課 (多文化共生プラザ)
115	○外国人支援団体等との連携 外国人支援団体等との多文化共生に関する情報の共有・提供を実施します。	人権・男女共生課 (多文化共生プラザ)
116	○理解を深める交流イベントの実施 ・料理教室などの交流イベントを開催します。 ・地区福祉ひろばなどとも連携し、地域での交流イベント開催を推進します。	人権・男女共生課 (多文化共生プラザ)
117	○多文化共生プラザと多文化共生推進プランの周知 様々な媒体で多文化共生プラザの周知を図り、多文化共生プラザの活用を促進します。	人権・男女共生課 (多文化共生プラザ)
118	○多文化共生イベント等の広報に関する支援 ・多文化共生プラザへのチラシ設置、Facebook での発信に協力します。	人権・男女共生課 (多文化共生プラザ)
	・地区の行事等にやさしい日本語を使ったチラシの作成をすることや、 中信多文化共生ネットワークに依頼をし、Facebook 等で情報発信を依頼していきます。	生涯学習課・中央公民館
119	○多文化共生イベント等の企画・運営に関する支援 ・多文化共生イベント等の企画・運営に関する相談にも応じます。	人権・男女共生課 (多文化共生プラザ)
	・地区の事業等で多文化共生に関する事業を実施する際には、必要な情報提供や関係機関に繋ぐ等の支援を実施します。また、松本国際ふるさと祭り「こいこい松本」に企画・運営でそれぞれ参画していきます。	生涯学習課・中央公民館

具体的施策
4-2-1

キーパーソン・ネットワークを活かした支援

○取組み

No.	取組みの内容 ★新規の取組み ○継続の取組み	担当課
120	○キーパーソン・ネットワークの形成 研修会などを通しキーパーソン同士、キーパーソンと行政の繋がりを強化し、円滑な情報伝達体制にも繋がるキーパーソン・ネットワークの形成を目指します。	人権・男女共生課
121	○キーパーソン・ネットワークを活かした支援 キーパーソンと行政（多文化共生プラザ）との繋がりを活かし、円滑な外国人住民支援を実施します。	人権・男女共生課
122	○地域づくりセンターとの連携【再掲】 ・地区キーパーソンと地域づくりセンターが連携できる仕組みづくりを進めます。	人権・男女共生課
	・キーパーソンと連携を図りながら、活動の支援に取り組みます。	地域づくりセンター
123	○外国人キーパーソンを「多文化共生推進協議会」委員に委嘱 外国人キーパーソンを「多文化共生推進協議会」委員に委嘱し、外国人住民の意見を施策の企画・立案に反映します。	人権・男女共生課

具体的施策
4-2-2

地域行事等への参加促進

○取組み

No.	取組みの内容 ★新規の取組み ○継続の取組み	担当課
124	<p>○外国人住民も情報を得やすい広報</p> <p>地域へのやさしい日本語の普及により、外国人住民も情報を得やすい広報を目指します。</p>	人権・男女共生課
125	<p>○地域住民による地区行事等への参画の働きかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町会との連携を図り、行事への参画を働きかけます。 	地域づくりセンター
	<ul style="list-style-type: none"> ・文化祭や運動会、防災訓練など地区行事に外国人住民が参加できるよう、やさしい日本語を使った広報や地域のキーパーソンを通じた連絡を依頼し、参画を働きかけていきます。 	生涯学習課・中央公民館
	<ul style="list-style-type: none"> ・交流イベント等を通し、日本人・外国人住民の多文化共生意識を高めます。 	人権・男女共生課
126	<p>○外国人住民を学習会等の講師として依頼</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公民館と連携を図り、講座の実施について検討していきます。 	地域づくりセンター
	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館講座や地区人権推進協議会において、外国人住民を講師に迎えた多文化共生推進を図る事業を実施します。 	生涯学習課・中央公民館
	<ul style="list-style-type: none"> ・地区のキーパーソンにも講師を依頼し、ロールモデルとなるキーパーソンを育成します。 	人権・男女共生課

具体的施策
4-2-3

交流・親睦の楽しさの発信

○取組み

No.	取組みの内容 ★新規の取組み ○継続の取組み	担当課
127	<p>○交流・親睦の楽しさのPR</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町会長会をはじめとする様々な機会を通じて、楽しさをPRしていきます。 ・地区公民館や地区福祉ひろば、社会福祉協議会各地区支会、地区人権教育推進協議会の事業や予算を活用し、料理や遊びの紹介や体験などを通じて「異文化理解」の楽しさを体験する会を設けます。 	地域づくりセンター
	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館のサークルや公民館講座などに外国人住民が参加しやすい環境を作るとともに、活動をPRできる機会を検討していきます。また「やさしい日本語」での広報や日本文化を体験できる事業等、外国人の住民に日本でしかできない学びや体験を提供し、親睦を楽しんでもらえるような企画を検討していきます。 	生涯学習課・中央公民館
	<ul style="list-style-type: none"> ・広報まつもと、多文化共生プラザ Facebook、メディアなど様々な媒体で多文化共生イベント情報を発信し、交流・親睦の楽しさをPRします。 <p>オンライン</p>	人権・男女共生課 (多文化共生プラザ)